

指定管理者の候補者選定要領

(趣旨)

第1 この要領は、湯川村の公の施設の指定管理者を指定するにあたり、公募に応じ申込みのあった法人その他団体（以下「申込者」という。）の中から湯川村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の規定で設置する湯川村公の施設に係る指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(選定の基準)

第2 選定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (2) 当該施設の効用が最大限に発揮されること。
- (3) 適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の節減が図られること。
- (4) 当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、又は確保できる見込があること。
- (5) 個人情報適正に管理されること。

(審査の方法)

第3 審査は、第2に規定する基準に基づき、施設ごとに定める「指定管理者候補者選定審査評価表」（以下「評価表」という。）に掲げる各審査項目について、提出された申込書類の内容を申込者のプレゼンテーションを行った上で審査し、選定委員会の委員長及び委員（以下「委員」という。）が5段階評価により各項目0点から4点までの評価を付することで行い審査点を算定するものとする。

2 評価表の標準型は、別紙のとおりとする。

3 評価表は、施設の設置目的や機能の特性に応じ、項目を追加若しくは削除することができる。

(選定の方法)

第4 第3の審査の結果から、各委員の審査点の総合計の最も多い申込者を指定管理者候補者とする。ただし、いずれの申込者も満点の合計点の100分の50に満たない場合には、指定管理者候補者なしとする。

2 前項の場合において、各委員の審査点の総合計の最も多い申込者が2者以上あったときは、これらの者のうち、評価表の大項目（1）と（3）の項目における各委員の審査点の合計の最も多い申込者を指定管理者候補者とする。

3 前項の場合において、評価表の大項目（1）と（3）の項目における各委員の審査点の合計の最も多い申請者が2者以上あったときは、これらの者の中からくじ引きによって指定管理者候補者を決定するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、評価表の大項目のいずれかに、出席委員の3分の1以上の審査点に0点の項目があった申込者は、失格とする。

(評価表の公表)

第5 評価表は、あらかじめ公表するものとする。

(選定結果等の公表)

第6 選定結果は申込者全員に通知し、選定理由を公表する。ただし、公にすることにより申込者の権利、競争上に地位その他正当な利益を害する恐れのある場合は、公表しないものとする。

(庶務)

第7 選定に関する庶務は、指定管理者を指定しようとする公の施設を所管する課等において処理する。